

平成15年5月12日

投資主各位

東京都港区浜松町二丁目4番1号
オリックス不動産投資法人
執行役員 廣瀬 駒雄

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印のうえ、平成15年5月26日（月曜日）までに本投資法人に到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人規約第18条第1項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

規約第18条第1項

「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれも除く。）について賛成するものとみなす。」

従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書による議決権の行使をされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：平成15年5月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所：東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル 38階「スカイホール フォンテーヌ」

3. 会議の目的事項：

決 議 事 項

第1号議案：規約一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（2頁から5頁）に記載のとおりであります。

第2号議案：執行役員1名選任の件

第3号議案：監督役員3名選任の件

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についての参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 本議案について議決権を有する投資主が有する投資口の総口数：123,372口

2 議案の要領及び提案の理由

本投資法人の規約の変更のうち第16条（投資主総会の決議要件）に関しては、投資主総会の普通決議について、議決権を行使された投資主の皆様のご意思を最大限尊重するべく、決議に必要な定足数を変更するものであります。

本投資法人の規約の変更のうち第17条（議決権の代理行使）に関しては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます）第94条で準用される商法第239条第2項但書の改正にあわせて、代理権を証する書面の提出権者に投資主を追加するものであります。

本投資法人の規約の変更のうち第28条（役員会の招集通知）に関しては、機動的な役員会の開催を可能とするために、役員会の招集通知の方法を変更するものであります。

本投資法人の規約の変更のうち別紙1「資産運用の対象及び方針について」I「資産運用の対象」(1)「不動産等」及び「資産運用の方針」(8)「その他」に関しては、地方税法及び租税特別措置法並びにこれらに関する政令の改正に伴い、現行の「資産運用の方針」(8)「その他」の第 号乃至第 号を削除すると共に、現行のI「資産運用の対象」(1)「不動産等」の定義の字句を修正するものであります。

3 規約の変更内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分を示す)

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第16条（投資主総会の決議要件）</p> <p>1 法令又はこの規約に別段の定めのある場合を除き、<u>投資主総会の決議は、本投資法人の発行済投資口の総数の過半数にあたる投資口を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の過半数の賛成により採択される。</u></p> <p>2 （条文省略）</p> <p>第17条（議決権の代理行使）</p> <p>1 （条文省略）</p> <p>2 代理人は、投資主総会毎に代理権を証する書面を本投資法人に提出しなければならない。</p> <p>第28条（役員会の招集通知）</p> <p>1 役員会の招集通知は、各執行役員及び監督役員に対し会日の3日前までに発送する。</p> <p>2 （条文省略）</p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針について本投資法人の資産運用の対象及び方針等については以下の通りとする。</p> <p>資産運用の対象</p> <p>本投資法人の財産を下記(1)乃至(3)に掲げる特定資産及び下記(4)に掲げる特定資産以外の資産に投資する。</p> <p>(1)不動産等（下記 乃至 に掲げる資産をいう。下記 乃至 それぞれの意義は本規約において同じであり、「不動産等」が下記 乃至 の資産で構成される点も、<u>本別紙1の 資産運用の方針 (8)「その他」を除き、本規約において同じ。</u>）</p> <p>(以下(1) から(4) まで、条文省略)</p>	<p>第16条（投資主総会の決議要件）</p> <p>1 法令又はこの規約に別段の定めのある場合を除き、投資主総会の決議は、出席した投資主の議決権の過半数の賛成により採択される。</p> <p>2 （条文省略 - 現行の規定のとおり）</p> <p>第17条（議決権の代理行使）</p> <p>1 （条文省略 - 現行の規定のとおり）</p> <p>2 <u>投資主又は</u>代理人は、投資主総会毎に代理権を証する書面を本投資法人に提出しなければならない。</p> <p>第28条（役員会の招集通知）</p> <p>1 役員会の招集通知は、各執行役員及び監督役員に対し、<u>口頭又は書面をもって、会日の3日前までに発する。</u></p> <p>2 （条文省略 - 現行の規定のとおり）</p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針について本投資法人の資産運用の対象及び方針等については以下の通りとする。</p> <p>資産運用の対象</p> <p>本投資法人の財産を下記(1)乃至(3)に掲げる特定資産及び下記(4)に掲げる特定資産以外の資産に投資する。</p> <p>(1)不動産等（下記 乃至 に掲げる資産をいう。下記 乃至 それぞれの意義は本規約において同じであり、「不動産等」が下記 乃至 の資産で構成される点も、本規約において同じ。）</p> <p>(以下(1) から(4) まで、条文省略 - 現行の規定のとおり)</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>資産運用の方針 ((1)から(7)まで条文省略)</p> <p>(8) その他 本投資法人は、資産の運用の方針として、以下に定義する特定不動産の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合 (以下、本(8)号において「特定不動産の割合」という。) を100分の75以上となるように運用する。本(8)号において特定不動産とは、本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。 <u>本投資法人は、資産の運用の方針として、平成14年4月1日以降の各年度において取得する不動産の価額の合計額の当該年度に取得する特定資産の価額の合計額に占める割合を、特定不動産の割合の2分の1以上となるように運用する。</u> <u>本投資法人は、資産の運用の方針として、資産の総額のうち占める不動産等 (本(8)号において、不動産等とは、特定不動産に不動産、不動産の賃借権若しくは地上権に関してのみ運用される匿名組合出資持分を加えたものをいう。) に相当する部分の価額の合計額の割合として財務省令 (平成13年6月6日財務省令第44号第3条) で定める割合を100分の75以上となるように運用する。</u></p>	<p>資産運用の方針 ((1)から(7)まで条文省略 - 現行の規定のとおり)</p> <p>(8) その他 本投資法人は、資産の運用の方針として、以下に定義する特定不動産の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように運用する。本(8)号において特定不動産とは、本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。</p> <p>(下線部を削除)</p> <p>(下線部を削除)</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p> <u>本投資法人は、資産の運用の方針として、資産の総額のうちに占める不動産等に相当する部分の価額の合計額の割合として財務省令（平成13年11月30日財務省令第62号）で定める割合を100分の75以上となるように運用する。</u> </p> <p>組入資産の貸付けの目的及び範囲 （以下、条文省略）</p>	<p>（下線部を削除）</p> <p>組入資産の貸付けの目的及び範囲 （以下、条文省略 - 現行の規定のとおり）</p>

- 4 なお、本議案について、投信法第104条において準用する商法第275条の規定による監督役員の意見はありません。

第2号議案：執行役員1名選任の件

1 本議案について議決権を有する投資主が有する投資口の総口数：123,372口

2 議案の要領及び提案の理由

執行役員廣瀬駒雄から本投資主総会の終結をもって本投資法人の執行役員を辞任したい旨の申し出があったため、後任の執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、この執行役員の選任に関する第2号議案は、平成15年4月28日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の一致をもってする決議によって提出されたものであります。

3 次の者の選任をお願いしたいと存じます。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
(いちかわひろし) 市川洋 (昭和18年12月6日生)	昭和47年11月 物産不動産株式会社 入社 昭和56年2月 オリエント・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社 平成2年1月 同社不動産事業本部部長 平成2年3月 同社鑑定部長 平成7年7月 同社不動産事業部長 平成11年3月 同社不動産鑑定部長 平成14年1月 同社不動産鑑定グループ部長 平成14年6月 オリックス・アセットマネジメント株式会社代表取締役 就任(現職)
所有する投資口数	なし

- ・他の会社の代表者である事実 上記候補者は、オリックス・アセットマネジメント株式会社(投資信託委託業者)の代表取締役です。なお、平成15年3月27日付にて、金融庁より投資信託委託業者の取締役についての投信法第13条に基づく兼職承認を取得済です(金監第1106号)。
- ・他の投資法人の執行役員である事実 該当なし。
- ・投資法人との特別の利害関係 本投資法人は、上記候補者が代表取締役に就任しているオリックス・アセットマネジメント株式会社に対して、資産の運用業務を委託しております。

4 なお、本議案について、投信法第104条において準用する商法第275条の規定による監督役員の意見はありません。

第3号議案：監督役員3名選任の件

1 本議案について議決権を有する投資主が有する投資口の総口数：123,372口

2 議案の要領及び提案の理由

執行役員廣瀬駒雄の辞任に伴い、監督役員3名全員から本投資主総会の終結をもって一旦本投資法人の監督役員を辞任したい旨の申し出があったため、改めて監督役員3名の選任をお願いするものであります。

3 次の者の選任をお願いしたいと存じます。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	(すがわらかずお) 菅原和夫 (昭和20年10月13日生)	昭和44年4月 クロウエルカーリア・アンドマクミラン社 入社 昭和49年4月 財団法人日本不動産研究所 入所 昭和53年3月 不動産鑑定士 登録 平成2年7月 財団法人日本不動産研究所浦和支所支所長 平成5年6月 同所 退所 平成5年7月 菅原ランドプロジェクト株式会社代表取締役 就任(現職) 平成14年1月 本投資法人監督役員 就任(現職)
	所有する投資口数	なし

- ・他の会社の代表者である事実 菅原ランドプロジェクト株式会社代表取締役
- ・他の投資法人の執行役員である事実 該当なし。
- ・投資法人との特別の利害関係 該当なし。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
2	(いしがみなおひろ) 石上尚弘 (昭和35年2月12日生)	昭和59年4月 労働省(現厚生労働省) 入省 昭和63年4月 国際労働事務局(ILO) 出向 平成7年3月 労働省 退職 平成7年4月 第49期司法修習生 最高裁判所司法研修所 入所 平成9年3月 司法修習生 修了 平成9年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成9年4月 石上法律事務所 開業 平成13年9月 本投資法人監督役員 就任(現職) 平成14年10月 石上・池田法律事務所 開業(現職)
	所有する投資口数	なし

- ・他の会社の代表者である事実 石上・池田法律事務所代表
- ・他の投資法人の執行役員である事実 該当なし。
- ・投資法人との特別の利害関係 該当なし。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
3	(もりもとしんいち) 森本新一 (昭和40年5月12日生)	昭和63年4月 明治生命保険相互会社 入社 平成3年10月 井上斎藤英和監査法人(現朝日監査法人)入所 平成7年7月 同監査法人 退所 平成7年7月 公認会計士登録 平成7年7月 森本公認会計士事務所 開業(現職) 平成7年8月 税理士登録 平成13年9月 本投資法人監督役員 就任(現職)
	所有する投資口数	なし

- ・他の会社の代表者である事実 森本公認会計士事務所代表
- ・他の投資法人の執行役員である事実 該当なし。
- ・投資法人との特別の利害関係 該当なし。

4 なお、本議案について、投信法第104条において準用する商法第275条の規定による監督役員の意見はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第18条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

- 会場 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル 38階
スカイホール フォンテーヌ
- 交通
- ・ JR（山手線・京浜東北線）浜松町駅直結（東京駅から8分）
 - ・ モノレール羽田線浜松町駅直結（羽田空港から23分）
 - ・ 都営地下鉄浅草線、大江戸線大門駅下車徒歩3分

会場付近略図

